

平成24年行政事業レビューシート

(警察庁)

事業名	インターネット・ホットライン業務	担当部局	生活安全局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成18年度～	担当課室	情報技術犯罪対策課	情報技術犯罪対策課長 四方 光				
会計区分	一般会計	施策名	7 情報セキュリティの確保					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	-	関係する計画、通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	サイバー空間における国民の安心を確保するため、インターネット上の違法情報・有害情報に対する対策を効果的かつ効率的に推進し、サイバー空間の浄化に資する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	広く一般のインターネット利用者等からインターネット上の違法情報・有害情報に関する多数の通報を受理し、ガイドラインに基づいて8種類の違法情報と3種類の有害情報に分類整理し、警察庁に通報して違法情報の捜査の端緒を提供するとともに、プロバイダや電子掲示板の管理者、INHOPE(インターネット上の違法情報、有害情報への対応に当たる国際連絡組織。International Association of Internet Hotlinesの略。)等に削除を依頼する。また、児童ポルノのブロックを行うプロバイダに提供している。							
実施方法	直接実施	委託・請負	補助	負担	交付	貸付	その他	
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	160	155	139	139	137	
		補正予算	0	0	0	0		
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	160	155	139	139	137	
	執行額	150	145	136				
執行率(%)	94%	94%	98%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年	22年	23年	目標値 (年)
	(成果目標) ネットワークを利用した犯罪被害の抑止 (参考指標) インターネット・ホットラインセンターが受理した違法・有害情報件数(暦年)	成果実績	件	33,968	44,683	41,400	-	
		達成度	%	-	-	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年	22年	23年	24年度活動見込
	インターネット・ホットラインセンターが受理した一般のインターネット利用者からの通報件数(暦年)	活動実績 (当初見込み)	件	130,586	175,956 (-)	176,254 (-)	(-)	
単位当たりコスト	774.4円 / 件		算出根拠	平成23年度契約額136,499,580円 / 通報件数176,254件				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	人件費	112	123					
	物品借上費	27	14					
	計	139	137					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況		広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	インターネット上に違法・有害情報がまん延していることが、サイバー空間における国民の安心を脅かしている。都道府県境を超えて散在するインターネット上の違法情報・有害情報に対する対策に統一性を確保しつつ、効果的かつ効率的に推進することを、自治体に期待することは難しい。違法・有害情報の収集には民間の協力が不可欠であるが、これを集約分析するインセンティブは民間にはなく、国が費用負担する必要がある。
		国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
		不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・		支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	特殊な事業者でなくても応札できる一般競争入札に付しているが、一者応札が続いている。ただ、これまで単年度契約により実施していたが、平成23年度から複数年度(3年)契約に移行することにより経費削減が図られた。また、本業務の費目は通報の受理処理業務に係る人件費の占める割合が大きい。
		単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
		受益者との負担関係は妥当であるか。	
		資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
		費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績		他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	ホットラインセンターでは、広くインターネット利用者から匿名で情報を収集することにより収集自体には費用をかけずに多数の情報を得ている。活動実績としては一般利用者からの通報件数は年々増加傾向にあり、警察に通報する違法情報に分類される情報数も増加している。成果として、通報を受けた警察による検挙数が、全国協働捜査方式による効率的な取締り等により大幅に増えている。
		適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
		活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
		類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
		類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果		整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	<p>1 支出先・使途の把握水準・状況 警察庁が直接外部委託しており、一月に一回検査を行い、執行状況等を確認している。</p> <p>2 見直しの余地 本事業は、警察による取締り、民間事業者による自主的な削除やブロッキングのもととなる情報を提供するものであり、インターネット上の違法・有害情報対策を効果的かつ効率的に推進するためには不可欠であることから、引き続き実施する必要がある。ただ、一般競争入札を行っているものの、一者応札が続いているため、競争性の確保について検討する必要がある。なお、事業費圧縮のため、平成23年度より3年間の国庫債務負担行為により契約を行い、それによってIT機器のリースに伴う経費等の削減を行った。</p>
予算監視・効率化チームの所見			
抜本的改善		1 支出先・使途等の実態把握の状況に関する所見 おおむね十分と認められる。	上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)
		2 改善策の内容及び横断的な見直しの状況に関する所見 業務内容は社会的に重要と考えられるが、その費用負担については、他省庁・業界と協議して、そのあり方を検討すべきである。	
		3 レビューシートの分かりやすさに関する所見 おおむね分かりやすい。	
縮減		平成25年度予算の概算要求は、23・24年度の契約実績に基づき減額した。(削減額:2百万円) 所見により求められた費用負担の見直しについては、25年度は国庫債務負担行為の3年目であり、契約内容を変更すると違約金等が生じることから、26年度以降の改善を目指す。	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
平成24年公開プロセス対象事業(判定結果:抜本的改善)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	当初2-6	平成23年行政事業レビュー	42

平成23年度実績を記入

警察庁
136百万円

〔 ホットライン業務を委託 〕



<人件費等>
【一般競争入札】

A.(財)インターネット協会
136百万円

〔 受託したホットライン
業務を実施 〕

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単
位:百万円)

A.(財)インターネット協会			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	通報の受理・分析等	122			
物品借上費	IT機器リース料	14			
計		136	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

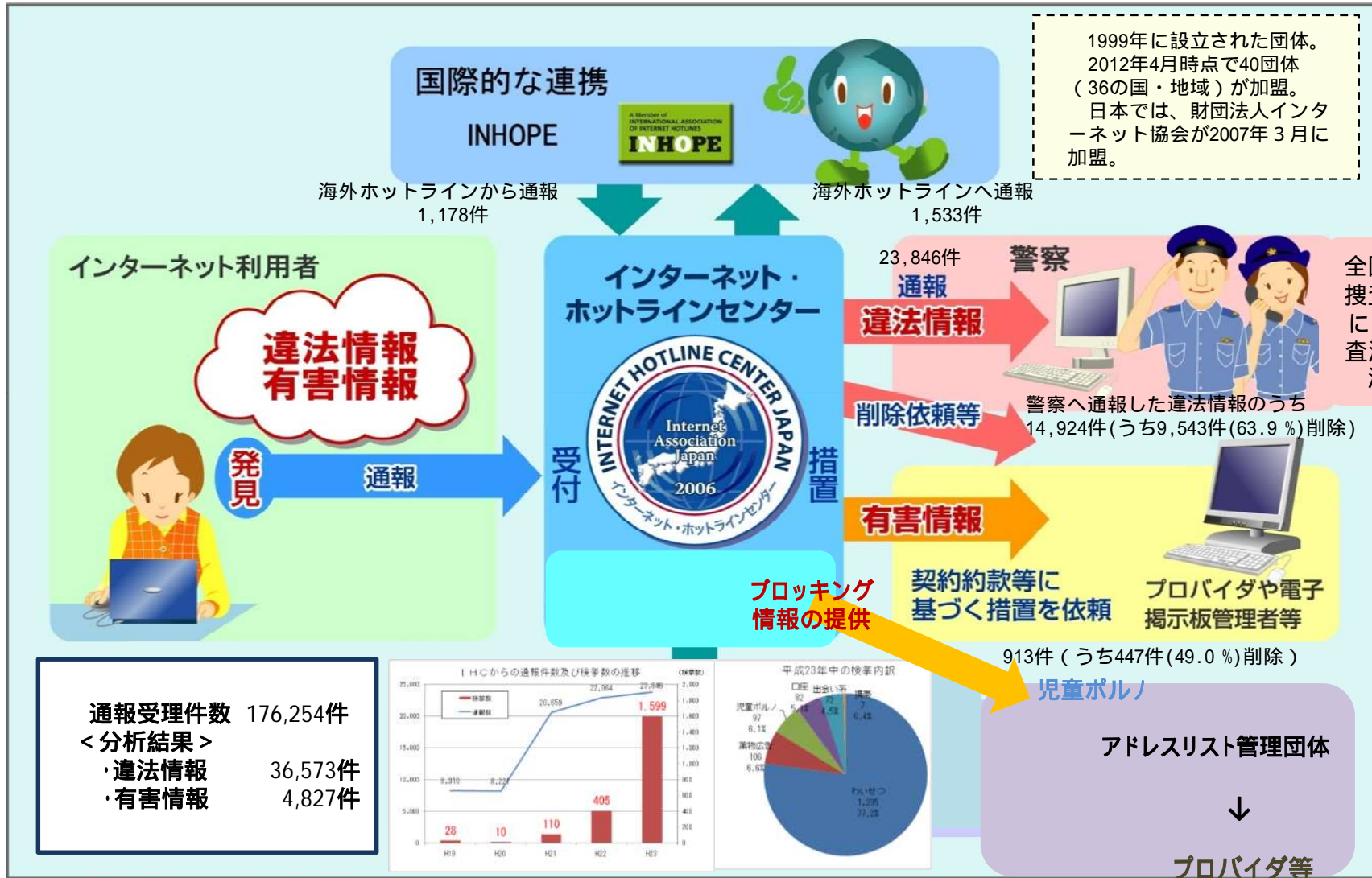
費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について
 記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(財)インターネット協会	ホットライン業務	136	1	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況 (平成23年1月～平成23年12月)



「インターネット・ホットラインセンター」で取り扱う 違法情報、有害情報について

違法情報

わいせつ物公然陳列（刑法第175条）
児童ポルノ公然陳列（児童ポルノ法第7条第4項）
売春周旋目的の誘引（売春防止法第6条2項第3号）
出会い系サイト規制法違反の禁止誘引行為（同法第6条）
薬物犯罪等の実行又は規制薬物（覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん及びけしがら）の濫用を、公然、あおり、又は唆す行為（麻薬特例法第9条）
規制薬物の広告（覚せい剤取締法第20条の2、麻薬及び向精神薬取締法第29条の2及び第50条の18、大麻取締法第4条第1項第4号）
預貯金通帳等の譲渡等の誘引（犯罪収益移転防止法第26条第4項）
携帯電話等の無断有償譲渡等の誘引（携帯電話不正利用防止法第23条）

有害情報

情報自体から、違法行為（けん銃等の譲渡等、爆発物の製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負・仲介・誘引等する情報
列挙する違法情報について、違法情報該当性が明らかであると判断することは困難であるが、その疑いが相当程度認められる情報
人を自殺に誘引・勧誘する情報（集団自殺の呼びかけ等）